

改正案	現行
<p><u>(特定工程を要する建築物等)</u></p> <p>第6条 <u>法第7条の3第1項第2号の規定により市長が指定する特定工程を要する建築物は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>政令第16条第1項の規定により定期報告を要する建築物（法第7条の3第1項第1号の規定による工程を有する建築物及び第3号に該当する建築物を除く。）</u></p> <p>(2) <u>3以上の階数を有する木造の建築物</u></p> <p>(3) <u>一戸建ての住宅、長屋、共同住宅（法第7条の3第1項第1号の規定による工程を有する建築物を除く。）及び兼用住宅で延べ面積が50平方メートルを超える建築物</u></p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する建築物については、前項の規定は適用しない。</u></p> <p>(1) <u>新築以外の建築物</u></p> <p>(2) <u>法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物</u></p> <p>(3) <u>法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物</u></p> <p>(4) <u>法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定（法第20条第1項第1号及び省令第1条の3第1項第1号イの規定による認定に限る。）をした建築物</u></p> <p>(5) <u>法第68条の26の規定により国土交通大臣が特殊構造方法等認定</u></p>	<p>第6条 <u>削除</u></p>

をした建築物

- (6) 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物
- (7) 木造でその主要な構造が軸組工法又は桝組壁工法以外の建築物
- (8) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号又は第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物
- (9) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づき、同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

3 法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により市長が指定する特定工程及び特定工程後の工程は、次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工区の工程に係るものとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造	主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組み工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに桝組壁工法にあつては、耐力壁の工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	階数が1の場合には屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は第2層における主要構造部である床板の配筋工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事

特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う工事	特定工程部分の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事
----------	--	--------------------	---------------------------	-------------------------------

（建築物の定期報告）

（定期報告を必要とする建築物の指定等）

第16条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次の表の各号に掲げる用途に供する建築物（第3号から第5号までに掲げる用途に供する建築物にあつては、それぞれ2以上の階数を有し、かつ、当該用途に供する部分が避難階以外の階に及ぶものに限る。）で、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ当該各号に定める床面積を超えるものとする。

番号	用途	面積
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場及び公会堂	100平方メートル（屋外観覧場にあつては、1,000平方メートル）
2	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	500平方メートル
3	ホテル及び旅館（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業のための施設をいう。）	300平方メートル
4	政令第19条第1項の児童福祉施設等	300平方メートル

第16条 略

2 略

3 略

(定期報告を要する建築設備等の指定等)

第17条 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により市長が指定する昇降機及び昇降機以外の建築設備（以下「建築設備等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 機械換気設備及び中央管理方法の空気調和設備であって、政令第16条第1項の規定により定期報告を要する建築物のうち、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に限る。）若しくは病院の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は百貨店、マーケット若しくは物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものに設置されたもの

	(入所者のための宿泊施設を備えるものに限る。)	
5	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保険施設を含む。））	300平方メートル

2 略

3 略

4 略

(定期報告を必要とする建築設備等の指定等)

第17条 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により市長が指定する昇降機及び昇降機以外の建築設備（以下「建築設備等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第3号及び第4号に掲げる昇降機については、一戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。

- (1) 機械換気設備及び中央管理方法の空気調和設備であって、前条第1項の表の第1号、第4号及び第5号に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は同表第2号に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものに設置されたもの

(2) 排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置であって、政令第16条第1項の規定により定期報告を要する建築物のうち、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に限る。）又は病院の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものに設置されたもの

(3) 建築物に設置された小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いもの

2～4 略

(2) 排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置であって、前条第1項の表に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものに設置されたもの

(3) 小荷物専用昇降機で建築物に設置されたもの

(4) エレベーター（かごの積載荷重が10キロニュートン以上のエレベーターで労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分に設置され、専ら貨物等の運搬の用に供されるものを除く。）及びエスカレーターで建築物に設置されたもの並びに政令第138条第2項第1号の乗用エレベーター及びエスカレーター

2～4 略